

平成31（令和元）年度  
歳末たすけあい援護事業  
援護金申請のご案内



身延町社会福祉協議会では、「歳末たすけあい募金」から生活困窮のため支援を要する世帯に対して援護金を配分しています。（本人申請による配分を行います。）希望される方は、下記により申請してください。

記

1 申請受付期間

令和元年10月1日（火）～10月31日（木）

※期日は厳守してください。

2 配分金額

世帯割15,000円、人数割1人5,000円（限度額）

※該当世帯数、人数により配分金額が少なくなる場合があります。

3 配分の時期・方法

令和元年12月中に、お住まいの地区の民生委員児童委員を通じて配布します。

4 対象世帯

次の要件を全て満たす世帯が対象となります。

- (1) 申請日現在及び援護金配分時に生活保護を受給していない世帯
- (2) 10月1日現在及び援護金配分時に身延町内に住所を有する世帯
- (3) 収入が少なく生活困難であり、次の①又は②のいずれかに該当する世帯
  - ① 世帯全員の町県民税が非課税で、生活困窮により支援を必要とする世帯
  - ② 民生委員児童委員が、生活困窮により支援が必要と確認した世帯

※次のような場合は、ご注意ください。

- ★住民票上、世帯が分離されていても、主たる生計者が同じである場合は、同じ世帯とみなします。
- ★対象となる家族が施設入所や長期入院（3ヶ月以上）などの理由で在宅でない場合は、世帯の人員から除きます。
- ★預貯金や不動産収入のある方、家族等からの援助を受けている世帯は対象外となります。

この事業は、身延町民の皆様からの歳末たすけあい募金により実施しています。

5 申請方法

- ① 世帯全員の町県民税が非課税で、生活困窮により支援を必要とする世帯  
申請書に次の書類のいずれか（コピー可）を世帯全員分添付してください。

★ご自宅に届く（本人が受け取る）公的な書類 ※平成31（令和元）年度の通知

- ・介護保険料納入通知書（特別徴収決定通知書）
- ・年金振込通知書
- ・給与所得等に係る町民税、県民税特別徴収税額の決定・変更通知書

★役場窓口で発行する証明書（1通300円） ※平成30年分の証明

- ・町県民税課税証明書
- ・納税証明書

- ② 民生委員児童委員が、生活困窮により支援が必要と確認した世帯

お住まいの地区を担当する民生委員児童委員にご相談の上、申請書を提出してください。ただし、収入状況等によっては申請できない場合があります。

6 提出方法

身延町社会福祉協議会の窓口又はお住まいの地域の民生委員児童委員宛に、書類一式を封筒に入れて直接提出してください。

※書類不足や対象要件に該当しない場合は、配分できないことがあります。

7 その他

(1) 援護金の金額は、今年度募集する「歳末たすけあい募金」により決定します。配分金額は、毎年同じ額とは限りません。

(2) ご不明な点については、下記窓口か、お住まいの地域の民生委員児童委員にお問い合わせください。

(3) 申請後に住所や世帯状況が変わったときは、速やかに申請書類の提出先までご連絡ください。

＜申請書の提出先・お問い合わせ先＞

※受付時間：平日8:30～17:15

★申請書の提出、申請方法や対象世帯等に関するお問い合わせ先

身延町波木井272-1（身延福祉センター内）

身延町社会福祉協議会 総務・地域福祉担当

電話：0556-62-3773 ファックス：0556-62-3777

★申請書の提出は、次の窓口でも受け付けています。

▼町福祉保健課（中富すこやかセンター内）住所：切石117-1 電話：20-4611

▼下部支所（下部福祉保健センター内）住所：常葉1093 電話：36-0011

▼身延支所 住所：梅平2483-36 電話：62-1111

